

令和5年3月17日

神奈川県知事 黒岩祐治 殿

神奈川県公安委員会委員長 外郎藤右衛門 殿

特定非営利活動法人 シンクキッズー子ども虐待・

性犯罪をなくす会 代表理事 後藤 啓二 (弁護士)

(野田市子ども家庭総合支援拠点機能充実専門委員

・東京都荒川区児童福祉審議会委員)

厚木市 2 児熱中症死亡事件、藤沢市男児虐待死事件を貴重な教訓として、児童相談所と警察署の緊密な連携を求める要望書

1 昨年7月29日、厚木市で母親が2歳と1歳との子どもを車に放置し、熱中症死させた事件が起こりました。この事件前の7月8日に、母親が店舗駐車場で車内に子どもを置き去りにし、警察が母親を厳重注意し、誓約書を書かせ、警察から児童相談所に6日後にネグレクトとして書面で通告しています。しかし、その3週間後に、母親は再び炎天下の車内に2人の子どもを放置し死亡させています。

また、本年 2 月には、藤沢市で前年 4 月 22 日ごろ、自宅で当時 2 歳の男児に暴行を加えて死亡させたとして母親が警察に逮捕される事件が起こりました。男児は出生直後にネグレクトの疑いで児童相談所に一時保護され、その後 2 年以上乳児院に措置入所していましたが、昨年 3 月に母親の元へ戻され、その約 1 月後に死亡しました。

2 厚木市の事件では、警察は母親に厳重注意してから児童相談所に書面通告するまで 6 日かかり、しかも、通告の書面を児童相談所に持参しています。児童相談所は本事件が起こるまで母親に連絡をとらず、事件当日の 7 月 29 日夕方にはじめて母親の携帯に電話しています。また、警察からの通告を受けた神奈川県中央児童相談所が、担当の厚木児童相談所に電話で概要は連絡しましたが、書面は熱中症死させられた当日までに送付されていなかったとのこと。警察と児童相談所がより連携していれば、幼い子ども 2 人の命は救うことができたと思われ、悔やまれてなりません。

藤沢市の事件では、死亡の 3 週間前に、乳児院職員が家庭訪問した際に男児の左ほおにあざがあったが、母親は「どこかにぶつけたんじゃないか」と説明、保育園への登園を藤沢市と調整していたが、母親は登園させておらず、児相や市は登園していないところを把握し、19 日に母親宅を訪問しようとしたが、当日に母親から「体調不良で会えない。子どもたちも調子が悪い」と電話があり、訪問し、男児の安否を確認していません。

2 上記 2 つの事件では関係機関の対応、連携に次のような問題が指摘できます。

(厚木市事件)

- ① 警察が児童相談所に書面通告したのが、車内放置を把握し母親に厳重注意した 6 日後で、
しかも書面を持参していること
- ② 児童相談所は警察から書面通告を受けた日から、2 週間程度母親に連絡も面談もしていないこと。
- ③ 警察と児童相談所がその間のなんの連絡も取り合わず、連携して子どもを救う活動を行っていないこと

まず、警察の対応の問題点についてです。母親に厳重注意して誓約書までとったのはいい取組みなのですが、その後児童相談所への書面通告が 6 日後とは遅すぎますし、しかも持参するというのは、非効率な対応です

次に、児童相談所は、警察の通告を受け 2 週間も放置するのは対応が遅すぎますしリスク評価が甘かったと指摘せざるを得ません。

さらに、警察と児童相談所の連携についての問題です。警察はかなり危険だと思い、誓約書までとったのだと思われます。それは適切な対応ですが、そこまで危機感があつたのなら、直ちに児童相談所に連絡して「かなり危険な案件なので、一緒に家庭訪問して子ど

もの安否確認と母親への指導をやりましょう」と働きかけ、一緒にそのような活動を行うべきでした。実際には、本事件では児童相談所は母親に事件まで連絡もしていなかったわけですが、警察が通告後「その後どうですか」などと児童相談所に電話で確認し、家庭訪問も連絡も何もしていないということであれば、「すぐ家庭訪問しましょう」と働きかけ、児童相談所がそれを受け入れて、一緒に家庭訪問し、母親への指導を強く継続的に行えば、二人の幼児はかくも残酷に死に至らしめられることはありませんでした。

(藤沢市事件)

- ① 児童相談所が措置解除後、男児にあざがあったにもかかわらず、母親の「どこかにぶつけたんじゃないか」との説明をうのみにし、保育園へ登園させていないことを知りながら、家庭訪問を母親に断られ子どもの安否確認をしなかったこと。
- ② それにもかかわらず、警察に連絡し、子どもの安否確認を依頼していないこと
- ③ そもそも、措置解除事案でありながら警察に事前に連絡しておらず、子どもの安全確保対策を講じてないこと

措置解除事案(一時保護解除事案も同様)は虐待リスクがかなり高いことが明らかでありながら、子どもにあざ・けがが認められたにもかかわらず母親の言い分をうのみにし、リスク評価を変えず、また、保育園に登園させていないことを知り、家庭訪問しようとしま

したが、母親から拒否されるとそれを受け入れ、子どもの安否確認をせず、そのまま放置するなど児童相談所のリスク評価が甘いことが指摘できます。これまでの多くの虐待・虐待死事件から、子どものあざ・けがにつき保護者の「子どもが自分で転んだ、ぶつけた」などとの説明をうのみにすることは、子どもにとり極めて危険であることはよく知られた事柄であり、家庭訪問の際保護者が子どもに会わせないこともまた危険な兆候であることは明らかでありながら(東京都目黒区結愛ちゃん虐待死事件では面会拒否の後虐待死させられている)、リスク評価をそのままにし、警察に子どもの安否確認を依頼していません。危険な状態にある可能性のある子どもの安否を直ちに確認し、けが・衰弱している場合に子どもを緊急に保護することができる機関は警察しかありません。なぜ警察に連絡しなかったのか。高知県では、保護者に面会拒否され、子どもの安否確認ができない場合には、直ちに警察に連絡し、警察と一緒に家庭訪問し子どもの安否を確認しています。

3 以上から、神奈川県、神奈川県警察には次の取組をお取りいただきますよう要望いたします。

(1) 神奈川県の各児童相談所と各警察署の間に情報システムを整備し、警察、児童相談所が虐待事件を把握した場合には、直ちにパソコンに入力することでリアルタイムですべての情報を共有する態勢を整備する。その後、家庭訪問、110番通報、住民・他機関からの通

報、パトロール活動その他により、新たな虐待の兆候等をそれぞれの機関が把握した場合も同様とし、互いにすべての虐待案件につき常時最新の状況が把握できるようにする。

(2)警察は、虐待リスクが高く、今後速やかに家庭訪問し子どもの安否確認、親への指導が必要であると判断した案件については、直ちに児童相談所にその旨を上記(1)のシステムその他電話等適宜の方法により連絡し、早期に一緒に家庭訪問する等連携して子どもの安否確認と親への指導を行うこととする。

(3)児童相談所は措置解除事案(一保護解除事案も同様)については、事前に警察を含めた関係機関に連絡協議し、家に戻した後の子どもの安全確保の計画を策定し、関係機関で子どもの安全を確保する態勢を整備する。

(4)児童相談所は、保護者が面会拒否をした場合(不在、親戚の家に行っているなどと称して会えない場合を含む)には、直ちに警察に連絡することとし、警察と連携して家庭訪問し、子どもの安否を確認、けが・衰弱等している場合には緊急に子ども保護するものとする。

上記(1)のような情報システムを整備し、お互いに虐待案件を把握すれば直ちにパソコンに入力することで(その後さらに情報を把握した場合も同様)、互いに案件をリアルタイムで共有できるというシステムとすれば、厚木市事件のような共有の遅れも生じませんし、警察も書類作成や書類を持参するという無駄な労力をなくすことができます。上記に記載した児童相談所間の連絡の遅れという問題も、情報システムを整備すれば解決する問題です。

また、上記(2)の児童相談所と警察の一層の連携しての取組も重要です。厚木市事件の神奈川県警察の対応も、母親に誓約書を書かせるなどその時点では適切な対応をしているのですが、その後児童相談所に任せきりとしてしまいました。他県でも同様の事件が起こっています。昨年2月の岡山市真愛ちゃん虐待死事件では、岡山市の児童相談所は、警察から「子どもの命が心配」とまでの情報を含めて通告を受けながら、虐待リスクの評価を変えず、その後有効な対応をほとんどしないまま虐待死に至らしめています。信じられないほど虐待リスクの評価が甘いのです。一方、かなり危険という認識を持ち、児童相談所に「命が心配」とまで伝えた警察も、その後、リスク評価を変えず動きの鈍い岡山市の児童相談所に対して、その後の状況を尋ね、有効な取組みをしない児童相談所に対して「一緒に対応しましょう」などと働きかけた形跡は、当職の知る限りありません。

警察も「通告後は児童相談所の仕事」という考えを改め、その後も、児童相談所その他の関係機関と連携して子どもを守る活動に取り組まなければなりません。児童相談所が虐待リスクの評価を甘く判断していると認められる場合には、警察は通告後も、児童相談所と連携して虐待リスクの評価を適切に行い、子どもを守るために必要な家庭訪問その他の取組みを協力して行うことが必要です。警察が危険な案件という評価をしていながら、児童相談所に伝えるだけで、その後児童相談所が何もしないから、何も言ってこないから警察も動かないというのでは、子どもを救うことはできません。甘い虐待リスクの評価のま

ま、適切な対応をしない児童相談所に働きかけ、連携して子どもの命を救うことは警察の責務です。

さらに、(3)、(4)の取組は、これまでの多くの虐待死事件を教訓にするならば、明らかに必要な取組で、直ちに実施されなければ、同様の救えたはずの子どもの命が救えないという事件がいつまでも続くことになってしまいます。

4 厚木市事件、藤沢市事件や岡山市の事件をはじめ多くの事件から明らかなのは、児童虐待は児童相談所や警察だけで対応できるものではないということです。児童相談所、警察、市町村さらには、乳幼児担当部局、学校、医療機関、民生委員など関係する多くの機関が、情報を共有して連携してベストの力を発揮して、子どもを守る活動を行わなければ、いつまでも子どもの命を救うことができません。虐待事件があふれかえっている中で、そのような対応を行うには、できる限り業務を効率化することが必要不可欠です。書類を参照する、電話でいちいち確認するという対応では、仕事は回りません。関係機関での情報共有を職員の負担なくリアルタイムで行うなど業務を省力化するしかありません。そのため、上記のようなシステムを整備することが必要で、いくつかの自治体では既に整備されています。

救えたはずの子どもの命が救うことができないという事件を二度と起こさないため、速やかに本要望に応じていただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます。。

(本件連絡先) NPO 法人シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会

東京都千代田区神田神保町 1-29 市瀬ビル 2 階 代表理事 後藤啓二 03-6317-5298